



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 0 号 の 2

平成28年(2016年)10月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定について (環境指導課) 3
○市長の職務代理について (総務課) 1		○土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定について (") 3
○地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (文化施設課) 1		○市道の路線の認定について (道路管理課) 4
○金沢くらしの博物館の観覧料の徴収事務の委託について (") 1		○市道の路線の廃止について (") 4
○平成28年告示第120号(金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について)の変更について (") 2		○市道の区域の決定について (") 4
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 2		○道路の供用の開始について (") 5
		● 公 告
		○予防接種を行うことについて(2件) (健康政策課) 5
		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 7

告 示

●金沢市告示第286号

平成28年10月15日から同月21日までの間、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、市長の職務を副市長 丸口 邦雄が代理します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第287号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)を次のとおり指定したので、告示します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地
株式会社北国クレジットサービス
金沢市片町2丁目2番15号
- 2 指定代理納付者の指定年月日
平成28年10月3日
- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入
金沢くらしの博物館条例(昭和53年条例第2号)第5条第1項に規定する観覧料
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成28年10月9日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第288号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により金沢くらしの博物館の観覧料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
公益財団法人金沢文化振興財団 理事長 溝口 晃	金沢市柿木畠1番1号

2 委託した事務

金沢くらしの博物館の観覧料の徴収事務

3 委託した期間

平成28年10月9日から平成29年3月31日まで

●金沢市告示第289号

平成28年告示第120号（金沢市立中村記念美術館等の共通観覧料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
委託した事務	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務の委託 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢市立安江金箔工芸館 (3) 金沢卯辰山工芸工房 (4) 金沢ふるさと偉人館 (5) 泉鏡花記念館 (6) 金沢湯涌夢二館 (7) 金沢蓄音器館 (8) 前田土佐守家資料館 (9) 室生犀星記念館 (10) 徳田秋聲記念館 (11) 金沢市老舗記念館 (12) 金沢文芸館 (13) 金沢能楽美術館 (14) 金沢湯涌江戸村 (15) 鈴木大拙館	次に掲げる施設の共通観覧料の徴収事務の委託 (1) 金沢市立中村記念美術館 (2) 金沢くらしの博物館 (3) 金沢市立安江金箔工芸館 (4) 金沢卯辰山工芸工房 (5) 金沢ふるさと偉人館 (6) 泉鏡花記念館 (7) 金沢湯涌夢二館 (8) 金沢蓄音器館 (9) 前田土佐守家資料館 (10) 室生犀星記念館 (11) 徳田秋聲記念館 (12) 金沢市老舗記念館 (13) 金沢文芸館 (14) 金沢能楽美術館 (15) 金沢湯涌江戸村 (16) 鈴木大拙館	平成28年10月9日
委託した期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、金沢くらしの博物館に係る共通観覧料の徴収事務にあっては平成28年10月9日から平成29年3月31日まで	

●金沢市告示第290号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
中央通町あおぞら薬局	金沢市中央通町11番50号	平成28年9月1日

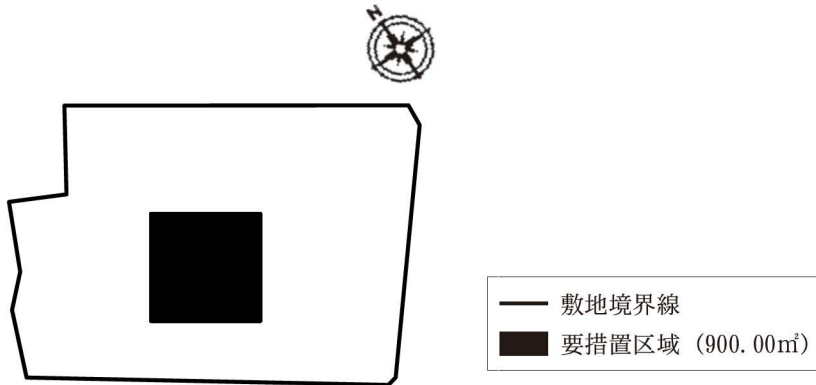
●金沢市告示第291号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 要措置区域
金沢市広岡1丁目501番の一部（別図のとおり）
 - 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
 - 3 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定
- 別図



●金沢市告示第292号

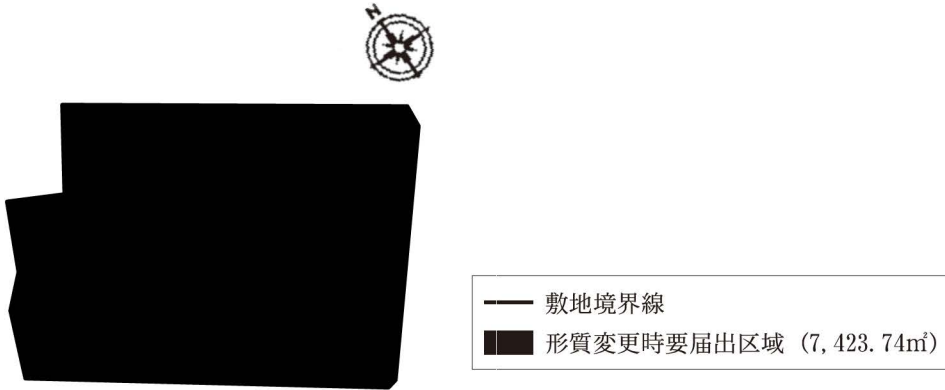
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 形質変更時要届出区域
金沢市広岡1丁目501番、502番1、510番、511番、512番（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(別図)



●金沢市告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3215	大 徳 15号 無 量 寺 町 線 80号	無 量 寺 5 丁 目 32番 1先から	
		無 量 寺 5 丁 目 32番 6先まで	
4436	小 坂 36号 柳 橋 町 線 21号	柳 橋 町 ア 27番 1先から	
		柳 橋 町 ア 27番 4先まで	
4436	小 坂 36号 柳 橋 町 線 22号	柳 橋 町 ア 23番 3先から	
		柳 橋 町 ア 23番 1先まで	

●金沢市告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1619	野 田 町 線 6号	野 田 町 ト 231番 2先から	
		野 田 町 ト 233番 先まで	

●金沢市告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	大徳15号無量寺町線80号	6.0	29

一般市道	小坂36号柳橋町線21号	6.0	37
一般市道	小坂36号柳橋町線22号	6.0	31

●金沢市告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年10月3日から同月17日まで一般の縦覧に供します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
大 徳 15号 無 量 寺 町 線 80号	無 量 寺 5 丁 目 32番 1先から 無 量 寺 5 丁 目 32番 6先まで	平成28年10月3日
小 坂 36号 柳 橋 町 線 21号	柳 橋 町 ア 27番 1先から 柳 橋 町 ア 27番 4先まで	平成28年10月3日
小 坂 36号 柳 橋 町 線 22号	柳 橋 町 ア 23番 3先から 柳 橋 町 ア 23番 1先まで	平成28年10月3日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた者であって1歳に至るまでの間にあるもの	平成28年10月3日から平成29年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
谷内江 昭宏 太田 邦雄	金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号

和田 泰三 西村 良成 笠原 善仁 新井田 要 東馬 智子 清水 正樹 岡島 道子 斉藤 剛克 三谷 裕介 黒田 文人 荒木 来太 伊川 泰広 前馬 秀昭 馬瀬 新太郎 黒田 梨絵 藤木 俊寛 横井 彩乃 中川 裕康 加藤 明子 山田 真平 前田 顕子 井美 暢子 中山 祐子 岩崎 秀紀 中川 亮 井上 なつみ 水田 麻雄 高倉 麻衣子 白橋 徹志郎 梅 暁子 松田 裕介 朝倉 有香 越野 恵理		
加藤 彰一	加藤小児科医院	金沢市入江1丁目113番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生労働省令第3号）	平成28年10月3日から平成29年3月31日まで	別表のとおり

第2条の3に規定する者

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期的予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
菊地 勤	池野内科クリニック	金沢市高柳町1の12番地1
早稲田 健一	早稲田医院	金沢市春日町2番16号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成28年10月3日

金沢市長 山 野 之 義

◎正 誤

○平成28年6月6日付け金沢市公報号外第19号

頁	箇 所	誤	正
1	下から7行目	金沢市選挙管理委員会告示第24号	金沢市選挙管理委員会告示第23号

平成28年(2016年)10月3日 印刷
平成28年(2016年)10月3日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄